

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ ”

○ ”

○ ”

○ 保安林の指定の解除

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

○ の申請

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

指導監査室

”

”

”

”

治山課

経営支援課

農村振興課

”

建築指導課

”

目次

担当課（室）

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

◎岡山県告示第五百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

シヨートステイみどりの丘

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一二八番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人緑風会

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇二番地の一

三 指定年月日

令和三年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇一〇二九

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

◎岡山県告示第五百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

クレヨン

2 所在地

苫田郡鏡野町竹田七六八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人稲の穂

2 主たる事務所の所在地

美作市稲穂二〇七

三 指定年月日

令和三年十一月一日

四 事業所番号

三三一三五〇〇〇八八

五 サービスの種類

生活介護

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

◎岡山県告示第五百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みずたま

2 所在地

高梁市伊賀町八番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 color

2 主たる事務所の所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

三 指定年月日

令和三年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇〇五九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

◎岡山県告示第五百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

日中サービス支援型共同生活援助吉備路

2 所在地

総社市三須一二二五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人吉備路の会

2 主たる事務所の所在地

総社市小寺一五五三番地一

三 指定年月日

令和三年十一月一日

四 事業所番号

三三二〇八〇〇〇六七

五 サービスの種類

共同生活援助（日中サービス支援型）

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

◎岡山県告示第五百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

共同生活援助吉備路（短期入所）

2 所在地

総社市三須一二二五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人吉備路の会

2 主たる事務所の所在地

総社市小寺一五五三番地一

三 指定年月日

令和三年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五六四

五 サービスの種類

短期入所

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

◎岡山県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市南区山田字奥砂場二一七の三八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

〔四五九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 笠岡マルセン開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

変更する理由 新規入店のため

名称 コーナン商事株式会社

住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番一七号

代表者の氏名 代表取締役 疋田直太郎

4 変更年月日

令和三年八月二十五日

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年十一月五日から令和四年三月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

〔四六〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	備前市穂浪字柄吐四四番一	地目	田	面積（平方メートル）	七一五
--------	--------------	----	---	------------	-----

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	令和四年一月一日	存続期間	権利の始期から令和十三年十二月三十一日まで	借賃に相当する補償金の額	七、一五〇円	補償金の支払の方法	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局備前支局に供託する。
--------------	----------	------	-----------------------	--------------	--------	-----------	----------------------------------

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

令和三年十一月十九日（金）

2
提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3
記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

〔四六一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二六号 令和三年十月二十 六日	高梁市落合町阿部字石田五一一番 五、五二七番九、五二七番一一、五 一一番五地先道、五二七番一一地先 道	四・〇〇	二六・五〇

令和3年11月5日 岡山県公報 第12342号

〔四六二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字釵先キ四四〇―二、四四〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市水江一〇三六―五セレッソⅡB棟

田岡 悠太

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二日

岡山県指令建指第一一五号